

パブリックコメント(町民意見の公募)のお知らせ

パブリックコメントとは、町が町民の皆さんにとって重要な条例や政策、計画などを策定する過程で、その案を公表し、町民の皆さんからのご意見を求め、計画などを作り上げていく制度です。

町民の皆さんのまちづくりへの参画機会として、積極的な参加をお願いします。町ホームページ検索キーワード **パブリックコメント** 

公表資料については、町ホームページまたは各閲覧場所にてご覧ください。

「第2期子ども・子育て支援事業計画(案)」に関するパブリックコメント

全ての子どもの健やかな育ちと、子育て中の保護者を支援するとともに、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するため、令和2年度から令和6年度までを推進期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

問合せ/福祉課こども・子育て担当 (内線1313)

- 閲覧場所 別海町役場 1階ロビーまたは1階福祉課窓口、各支所、各連絡事務所、各公民館、図書館、保健センター、町民体育館
- 募集期間 2月22日(土)まで

「別海町下水道事業基本計画(案)」に関するパブリックコメント

町民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除などを目的として、適切な下水道の管理と整備を実施するため「別海町下水道事業基本計画」の策定を進めています。

問合せ/上下水道課管理担当 (内線4511)

- 閲覧場所 別海町役場 1階ロビーまたは2階上下水道課窓口、各支所、各連絡事務所、各公民館、図書館、町民体育館
- 募集期間 2月3日(月)から3月3日(火)

上下水道課から

3月10日(火)から
水道料金・下水道使用料
スマートフォン決済
サービスを開始します

水道料金と下水道使用料のお支払いを、本町から送付される納入通知書を使用して金融機関やコンビニで行っている場合、3月10日(火)から次のスマートフォン決済サービスでお支払いができるようになります。

- ・PayB (ペイビー) ・LINE Pay (ラインペイ)
- ・楽天銀行(ラクテンギンコウ) ・PayPay (ペイペイ)

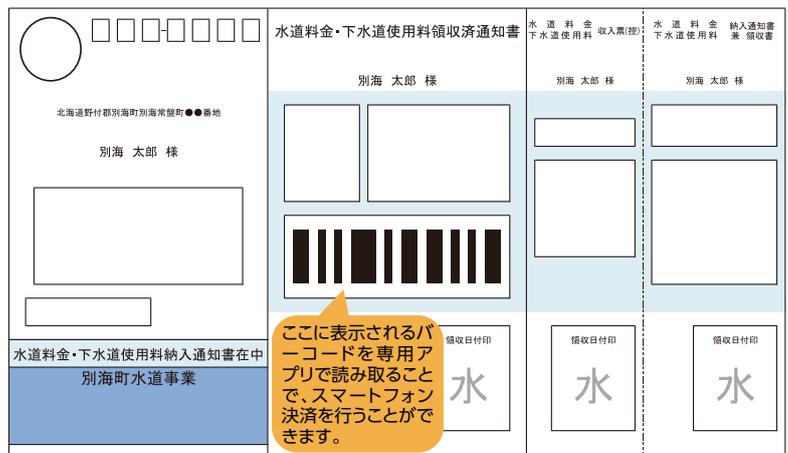
スマートフォン決済サービスとは

各サービスの専用アプリをインストールしたスマートフォンなどのモバイル端末のカメラで、別海町が発行する納入通知書のバーコードを読み込むことで、お手元で上下水道料金のお支払いができるサービスです。

利用方法および利用限度額が各社異なりますので、詳しくは町ホームページでご確認ください。

<注意事項>

- 1 領収書は発行されませんので、領収書が必要な場合は金融機関、コンビニ等の窓口でお支払いください。
- 2 パソコンやフィーチャーフォン(ガラケー)では利用できません。
- 3 利用に当たって手数料はかかりませんが、アプリケーションのインストールや利用決済時のインターネット通信料は利用者の負担となります。



町ホームページ検索キーワード

料金のお支払方法 

問合せ/管理担当 (内線4513)

所得税・町道民税 申告について

期日が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

また、申告手続きには「マイナンバーの記載および確認」が必要です。

申告相談日程と会場

- 期間 2月17日(月)から3月16日(月) ※土曜日と日曜日を除く
- 時間 午前9時から午後5時 ※最終日のみ各支所は午後3時まで

会場	相談対象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地 (根室地方合同庁舎)	全ての所得税申告(営業・事業・譲渡・山林所得者など) 消費税、相続税、贈与税申告
役場1階 103会議室	一般確定申告(給与・年金所得者、還付申告者、簡易な事業所得者など) 町道民税申告
西春別支所、尾岱沼支所	給与・年金所得の確定申告(A表のみ) 町道民税申告

※詳しくは広報1月号をご確認ください。

問合せ

- 根室税務署 TEL0153-23-3261
- 役場税務課課税担当 TEL75-2111 (内線1111・1112)
- 西春別支所 TEL77-2131 ■尾岱沼支所 TEL86-2166
- 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>



釧路・根室広域地方税滞納整理機構とは

釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、本町を含む根室管内4町と釧路管内7町村を合わせた11町村が加盟している、滞納されている地方税の徴収を専門に行う組織です。

税金の滞納案件の中には、税の通知を受けても一切応じない、税金を納付できる資力があるにもかかわらず税金を納めない等、悪質なものが存在しています。

滞納整理機構は、税負担の公平性を確保するため、加盟町村から徴収の引き継ぎを受けた悪質な滞納者に対して、差し押さえや搜索等の強制的な徴収を実施し、加盟町村の滞納額の縮減に努めています。

問合せ/収納対策担当 (内線1115・1116)

冬道の運転に注意

冬期間は、路面状況の変化が激しいため、交通事故を誘発する原因が多くなります。事故を防ぐため、次の道路状況にご注意ください。

アイスバーン

日中に解けた雪が夜になって再び凍結し、スリップの原因となります。ハンドル操作やスピードの出し過ぎに注意し、車間距離を十分にとりましょう。

ブラックアイスバーン

凍りついた路面が、濡れている状態の黒いアスファルトに見えます。冷え込む夜間や朝方は特に注意しましょう。

シャーベット状態の雪

アスファルトが見える状態であり、あまり危険がないように見えますが、水分を含んだ雪と氷は滑りやすいため注意しましょう。

積雪状態の路面

一面に雪が積もり、道路と路肩の境が判断しづらいため、吹き溜まりなどにタイヤがはまって動けなくなる危険があります。路肩を示す矢印やポールを目安にしましょう。

シートベルトは全席着用し、スピードダウンや早めのブレーキなど、冬道にあった運転を心掛けるほか、荒天時は極力外出を控えて事故を未然に防ぎましょう。

問合せ/防災・交通担当 (内線2116・2117)